

大阪市立中学校生徒のいじめ申立に関する
調査報告書

令和6年1月19日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
令和4年大市教委第1458号に関する部会

目 次

第1章 事案の発生と部会の編成及び諮問事項	1
第1 事案の発生と第1458号部会の編成及び諮問事項.....	1
第2 部会の開催と調査の実施	2
第2章 本件の事実経過	4
第1 小学校時から当該校入学までの事実経過.....	4
第2 当該校入学から事案発覚までの事実経過.....	9
第3 事案発覚後の事実経過	16
第3章 いじめと認められる事実	24
第1 小学校在籍時の事実	24
第2 中学校入学前後の当該生徒写真の加工と拡散.....	25
第3 悪口を言って逃げたこと（1学期）	26
第4 悪口を言って逃げたこと（2学期）	27
第4章 当該校の対応について	28
第1 当該校のいじめ対策と認知・解消件数.....	28
第2 学校対応の問題点	32
第5章 提言.....	40
第1 各校いじめ防止基本方針の認識と実践.....	40
第2 いじめ定義の周知・啓発	41
第3 研修の実施	42
第4 被害者保護の観点をもち事実関係を解明して指導方針を立てる事.....	43

第1章 事案の発生と部会の編成及び諮問事項

第1 事案の発生と第1458号部会の編成及び諮問事項

大阪市立中学校（以下「当該校」という。）1年生（令和3年度当時）在籍の男子生徒（以下「当該生徒」という。）が、同じ学年の複数の生徒から容姿をからかわれるなどしたことを原因として登校できなくなり、その後、登校を再開することなく当該校から転校するという事案が発生した（以下「本事案」という。）。

当該生徒が、令和3年12月10日に、いじめアンケートにいじめられたことがある旨を記載していたことを受け、当該校が関係生徒らからの聴き取りを実施したところ、本事案に関して、11名の生徒の関与が発覚した。

当該生徒は令和3年12月中旬以降欠席が続き、令和4年1月に他校へ転校することになったことを受け、令和4年3月30日、大阪市教育局（以下「市教委」という。）が本事案をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の重大事態（以下「重大事態」という。）として大阪市長（以下「市長」という。）に報告し、同年4月4日、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）による初動調査が開始された。

同年7月2日、当該生徒及び保護者が第三者委員会による詳細調査の実施を希望され、同年8月10日、市教委から第三者委員会に対し本事案に関する調査審議について諮問があり、第三者委員会に「令和4年大市教委第1458号に関する部会」（以下「当部会」という。）が設置された。本事案発生から当部会設置までの経過の概要は次のとおりである。

令和4年	1月24日	本事案の発生（当該生徒が転校した日）
	3月30日	市教委が本事案を重大事態として市長へ報告
	4月4日	第三者委員会による初動調査が開始
	6月3日	第三者委員会による初動調査が終了
	7月2日	当該生徒及び保護者が第三者委員会による詳細調査の実施を希望

8月10日 市教委から、第三者委員会委員長あてに本事案に関する調査審議について諮問

諮問事項は以下のとおり

- (1) 本事案に係る事実関係の調査
- (2) 本事案に係る当該校及び市教委の対応の検証及び分析
- (3) 調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討

同日、第三者委員会委員長により、当部会を設置並びに、部会委員及び部会長を指名

9月6日 当部会第1回会議の開催

第2 部会の開催と調査の実施

1 部会の構成

当部会の構成は以下のとおりである。

令和4年大市教委第1458号に関する部会		
部会長	藤木 邦顕	弁護士
部会長代理	伊藤 俊樹	臨床心理士
専門委員	櫛田 翔	弁護士
専門委員	坂田 浩之	臨床心理士

2 部会会議の開催状況

上記令和4年9月6日の第1回会議の後、以下の会議を開催した。

- ・ 第2回会議 令和4年9月29日（木）
- ・ 第3回会議 令和4年11月15日（火）
- ・ 第4回会議 令和4年12月6日（火）
- ・ 第5回会議 令和5年1月24日（火）

- ・ 第6回会議 令和5年3月3日（金）
- ・ 第7回会議 令和5年4月18日（火）
- ・ 第8回会議 令和5年5月9日（火）
- ・ 第9回会議 令和5年6月6日（火）
- ・ 第10回会議 令和5年7月4日（火）
- ・ 第11回会議 令和5年7月25日（火）
- ・ 第12回会議 令和5年8月8日（火）
- ・ 第13回会議 令和5年8月29日（火）
- ・ 第14回会議 令和5年9月20日（水）
- ・ 第15回会議 令和5年11月2日（木）

3 部会による調査の実施

(1) 資料検討

市教委及び当該校が保管する関係書類の資料提供を受け、検討した。

(2) 聴き取り調査（教職員等）

当該生徒在籍時の教職員等について、令和4年11月22日（火）に聴き取りを行った。

(3) 聴き取り調査（関係生徒）

協力を得られた関係生徒から事実関係等の聴き取りを行った。

- ・ 第1回目（対象者4名） 令和5年2月4日（土）
- ・ 第2回目（対象者3名） 令和5年2月18日（土）

(4) 聴き取り調査（当該生徒・保護者）

当該生徒から事実関係等の聴き取り、当該生徒の父（以下「父」という。）・当該生徒の母（以下「母」という。）から、当該生徒の家庭での様子や当該校の対応等について聴き取りを行った。

- ・ 父及び母の聴き取り 令和4年9月29日（木）
- ・ 当該生徒の聴き取り 令和4年11月6日（日）
- ・ 当該生徒の聴き取り 令和5年7月8日（土）

4 注意点

第三者委員会による調査と報告の目的は、あくまでも諮問事項に答えることにあり、関係生徒及びその保護者、当時の当該校在籍教員個人並びに大阪市等の法的責任を判断することではない。

第2章 本件の事実経過

第1 小学校時から当該校入学までの事実経過

1 小学校5年生時の様子

当該生徒は、大阪市内の小学校に入学した。

当該生徒は、小学校5年生の2学期頃から「からかいやすい」という理由で複数人から悪口を言われることがあった。関係生徒Aが、当該生徒をターゲットにした理由は、不潔で生理的に合わない、ノリが悪く嫌いだという悪感情があった。また、関係生徒Bは、当該生徒が先に手を出してきたと考えており、当該生徒と仲は良くなかった。

当該生徒に対するからかいの具体的な態様としては、関係生徒A及び関係生徒Bが、当該生徒に対し、当該生徒の名字をとったあだ名を言い始めた。そして、当該生徒が、関係生徒A及び関係生徒Bに「(あだ名を言うことを) やめろ」と言っているにも関わらず、関係生徒A及び関係生徒Bは、何回も連呼して廊下を走って逃げるということがあった。また、関係生徒A及び関係生徒Bは、班活動や休み時間に係活動の班等で当該生徒が話をしている際に、突然後ろから当該生徒をトンと突き、走って逃げるということがあった。

当該生徒の心情として、関係生徒A及び関係生徒Bからのからかいに反応することが面倒で、一時的な怒りを感じていたものの、当時はそこまで気にしないようにしていた。現に、当該生徒は、関係生徒A及び関係生徒Bと、休み時間や昼休みに遊ぶような仲ではあった。

2 小学校6年生時の様子

小学校6年生時から、当該生徒に対し、からかいを行う人数が徐々に増

えていき、2学期の修学旅行を超えたあたりから、総勢で少なくとも10名以上の人数によって「モッサレラ」、「チンゲン菜」及び当該生徒の名字をとったあだ名を言う等といったからかいが行われていた。女子児童達は、当該生徒に直接は言わなかったが、陰で少しからかっていた。

頻度としては、小学校6年生の最初の方は、週1回程度であったが、3学期頃になると、2、3日に1回や毎日のように休み時間からかいが行われた。また、休み時間だけではなく、下校時からかいが行われるようになった。

これに対し、当該生徒は、上記のからかいを無視しようとしても、係の活動をしている際に、体を突かれるという状況であった。そこで、当該生徒は、からかった生徒を追いかけては捕まえ、「やめて」「やめろ」「いい加減にしろ」とからかいを制止するよう伝えていたが、からかいが止むことはなかった。その際の当該生徒の心情として、集団でからかわれてはバラバラに逃げるということを当該生徒が帰宅するまで行われたことから、嫌な気持ちの度合いとしては10のうち6や7であった。

関係生徒らによる行為の具体的な態様は、以下のとおりである。

(1) 関係生徒A

ア 校内

校内においては、当該生徒に対し、からかったり班活動で後ろから突くといったことを毎回しつこく行った。

イ 下校時

下校中に、当該生徒に対し、からかつては脇道などに入って逃げることから、当該生徒は、関係生徒Aを追いかけることを諦めて歩いていたところ、関係生徒Aが後ろから出てきて、またからかつては脇道へ逃げるといったことが、小学校6年生時から始まった。

また、当該生徒に集団で悪口を言っでは、バラバラになって逃げるということを、当該生徒が帰宅するまで行われた。その際に、当該生徒は、関係生徒Aを追いかけて捕まえ、からかつてきた関係生徒Aの肩を組み「誰から聞いた」、「何でそんなこと言うん」、「やめ

ろって言ってるやん」と伝えたところ、「ごめんって、もう言わん」ということから、「じゃあ言うなよ」と言って解放すると、からかった関係生徒Aは走って帰っていくという流れであった。このようなことは数えきれないほどあった。

さらに、当該生徒と一緒に帰っていた2、3人から当該生徒に対し、「(関係生徒Aが当該生徒のあだ名を)言っていたけど(当該生徒のあだ名の意味がわからないという趣旨で)何それ、関係生徒Aに(当該生徒のあだ名を)言ってって言われたけど」と人を介して当該生徒が嫌がる言葉が伝達されることもあった。その際に、当該生徒は、その発言をした児童に対して「誰が言ってた」と肩を組んで問い詰め、「忘れろ」と言っては組んでいた肩を離すといった対応をしていた。

(2) 関係生徒B

関係生徒Aが、別のクラスである関係生徒Bを呼びに行き、関係生徒Bは当該生徒に対し、廊下の教室の扉から、大きな声で当該生徒の悪口を言った。これに対し、当該生徒が反応して追いかけたところ、関係生徒Bは「うちのクラスの奴じゃないから入ってくるなよ」と言って、自分の教室に逃げ込んだ。

頻度としては、小学校6年生の最初の方は、週1回程度であったが、3学期頃になると、2、3日に1回や毎日のように休み時間にやってきてからかっていた。

(3) 関係生徒C

きっかけとして、小学校6年生のときに関係生徒Cは身長が小さく、太っていたこともあって、当該生徒から「ちび」や「でぶ」と言われて腹が立っていた。また、あだ名で呼ぶのは自分からやり始めたわけではないが、関係生徒Aや関係生徒Jから「関係生徒Cも言ってみい」と言われ、当該生徒が怒って追いかけてきたことからからかいが始まった。

関与した全員で当該生徒に悪口を言い、特に、誰かが指示するとい

ったリーダーのような存在はいなかった。からかっていた全員で当該生徒が嫌がることを言うことはないが、関与している者のうち、2、3人がきまぐれで言っでは、当該生徒に追いかけられ、休み時間が終わったら止めるといったことをずっと繰り返した。当該生徒に悪口を言っていたグループが1人きりになることはなく、固まっていることが多かったことから、単独で当該生徒に対して悪口を言って、当該生徒に追いかけられるといったことはなかった。

これに対し、当該生徒は、関係生徒Cを捕まえた際に振り切られ、その後、追いかけた際に角を曲がったところ、関係生徒Cがいきなり蹴ってきたことから、関係生徒Cの蹴りを避けて、当該生徒が関係生徒Cを壁に押し付けたところ、当該生徒と関係生徒Cの両者が喧嘩となったことがある。

(4) 関係生徒D

当該生徒が、関係生徒A及び関係生徒Bから「モッサレラ」と名付けられて連呼されていたことを聞き、「これ良いやん」と思って、小学校6年生時から、からかいを始めたのが始まりである。関係生徒Aに言われなかったら、一緒にやっていなかったことから、関係生徒Aに付和雷同する形で行った。1日に1回は、教室や運動場、休み時間のときにからかっていたところ、当該生徒が嫌がる言葉を言うたびに、今までは言っていなかった他の人が当該生徒に言うといったことで広まっていった。当該生徒は、悪口を言われると、笑ってごまかすような様子であった。

小学校6年生の時に、当該生徒が、関係生徒A及び関係生徒Bを追いかけて廊下を走っていたところ、当時は新型コロナウイルス感染症の関係もあり、校庭に出ることができなかったため、関係生徒Dは、それまでしていた鬼ごっこの代わりに関係生徒A及び関係生徒Bのしていたことに参加することになった。

(5) 関係生徒E

関係生徒Eは、関係生徒Aと仲が良いことから、下校中、関係生徒

Aと帰っている際に、関係生徒Aが当該生徒を見つけてはからかって逃げることから、関係生徒Aに付和雷同して混ざって逃げていた。

(6) 関係生徒F

関係生徒Fは、小学校6年生時に、校門から出た瞬間に、当該生徒側に振り返って悪口を言っては走って逃げるがあった。もっとも、当該生徒にとって、関係生徒Fは、足が速いものの、ランドセルを背負っているとそこまで速く走れないことから、通学路の道が分かれるところまでに捕まえるがあった。

(7) 関係生徒G

関係生徒Gは、小学校6年生3学期頃の下校時から、からかいに加担し始めた。関係生徒Aと一緒に帰っていることから、関係生徒Aがやるので関係生徒Gも一緒になって、からかっては逃げるということがあった。

(8) 関係生徒H

関係生徒Hは、小学校6年生時に、当該生徒のあだ名の意味も分からず、面白そうだからとの理由で、関係生徒Aに付和雷同して少し逃げるといったことがあった。

(9) 関係生徒I

関係生徒Iは、関係生徒Aと帰る約束をし、関係生徒Aが当該生徒をからかって逃げることから、関係生徒Aと帰る約束をしていた集団の一人として関係生徒Aの行動を真似して、バラバラと逃げていったことがある。

(10) 関係生徒J

小学校6年生時、修学旅行のときに当該生徒の体毛が濃かったことから、関係生徒Jが当該生徒に「もさもさ」と言った。あだ名を考えたのは関係生徒Jである。関係生徒Jは、当該生徒をからかい、当該生徒からヘッドロックをされていた。

3 小学校卒業から当該校入学前の様子

当該生徒は、令和３年３月に小学校を卒業した。

遅くとも中学入学の頃において、別の生徒により当該生徒の顔写真が撮影されることがあった。その際に、当該生徒の顔写真にサングラスをかける等の加工をした写真が作成され、友人同士のグループ LINE に共有されることがあった。

4 小学校からの引継ぎ事項

本事案の関係生徒らとは別の児童との小学校時におけるトラブルについて、当該生徒の出身小学校から当該校へ引継ぎがなされていたことから、当該校の当該生徒の１年生時の担任（以下「担任」という。）もそのトラブルについては把握していた。

しかしながら、いじめに関する引継ぎ事項や小学校時に実施されたいじめアンケートに関係生徒らによるからかいについての記載はなかった。実際、当該生徒や関係生徒らから教員に対して、からかいについて申告するといったことはなかった。また、関係生徒らが当該生徒から逃げて廊下を走り、当該生徒も関係生徒らを追いかけて走っていたところを現認されてはいたが、教員からは、関係生徒らと廊下を走っていたことについてのみ注意されていた。教員には、からかいがいじめであるとは気づかれていなかった可能性がある。

当該生徒自身も、からかいは執拗であるものの、当該生徒の保護者に伝えたと事が大きくなったら何かめんどくさいなと感じていた。また、さらに、当該生徒の保護者としても、じゃれ合ったり騒いでるなといった程度の情報しか入ってこなかったことから、その状況下で何かを危険視して配慮願いを出してもらうといったことまでは思い至らなかった。

第２ 当該校入学から事案発覚までの事実経過

1 中学校入学前後の当該生徒写真の加工と拡散

当該生徒は、当該校に入学した時に頭を坊主にした（当該生徒にはアレルギーがあり、髪の毛が伸びるとよく掻くから、定期的に父がバリカンで

当該生徒を坊主にしていた)。入学後2、3日目、別の中学校に行った小6の頃の友達(関係生徒I)が、当該生徒の髪型が見たいと言うので、一緒に帰る関係生徒Nがスマホで写真を撮って関係生徒Iに送った(当該生徒はそれを許容した)。その後、関係生徒Iが、アプリで写真を加工して、サングラスなどをつけて送り返し、当該生徒も帰り道に見て笑い合っていた。同時に、関係生徒Iは、小学校時代に一緒に帰っていた関係生徒Kにその写真を送り、関係生徒Kが、関係生徒L、関係生徒Mに送った。その後、関係生徒Lが関係生徒Bらと遊んだときにその写真を見せて送り、関係生徒Aに回り、関係生徒A、関係生徒B、関係生徒Cたちが面白がって、当該生徒の出身小学校以外の小学校出身者にも拡散し²、クラスのLINEグループ³を通じて1週間から1か月ぐらいでクラスほぼ全員に回った(スマホを持っていない者は噂を聞いて想像で楽しんだ)。関係生徒Aは写真をさらに加工して拡散した(令和3年4、5月⁴)。また、関係生徒A、関係生徒B、関係生徒C、関係生徒Fなどが、移動教室や全校集会で会うたびにくすっと笑って逃げた。他にも別のクラスの初対面の者が、学年集会で並んでいるときに隣の列から、あるいは通りがけに写真を思い出して当該生徒の方を見て微笑んだり、笑ったりした(当該生徒は「あいつ、あの写真の人間だ」という感じで見られていると捉えていた)。当該生徒は「ここにも広がって、こいつもこいつも知ってるのか」と感じた。当該生徒の出身小学校以外の小学校出身者は一時的な笑いで「何これしょうもな」と捉える様子であったが、同じ小学校出身者は小学校6年生の続編で楽しんでいる感じで、「ああ、まだやってるのか」という感じで

¹ 写真に関しては、小学校の卒業式より前に関係生徒Nがスマホで撮ったものであり、関係生徒Kに送ると、関係生徒K、関係生徒R、関係生徒Sでサングラスをかける加工をした写真が送られてきたという供述もある。

² 小学校卒業式に、関係生徒A、関係生徒K、関係生徒Nで、サングラスをかけるなどの加工をしたという供述もある。

³ 関係生徒Nが5人ぐらいのLINEグループに投稿していたという供述や関係生徒Iの個人LINEから送られてきたという供述もあるが、当該生徒の他にはクラスのLINEグループにアップされたという供述はない。

⁴ 写真が拡散されたのは小学校の時(卒業式から中学校入学までの間)という供述もある。

あった。女子生徒は中立、男子生徒も3分の2くらいは中立であったが、同じ小学校出身者の大体と当該生徒の出身小学校以外の小学校出身者の2、3人が「敵方」に傾いていったと当該生徒は感じた。写真自体は2、3か月で忘れ去られて夏休み前には収まった（当該生徒も5月下旬には思い出さなくなった）。

2 中学校1年生1学期時の様子

関係生徒Aは、当該生徒と同じクラスであった。入学後1週間頃から、同じゲームをしていた関係生徒A、関係生徒B、関係生徒Pらが休み時間に廊下で集まっており、そのうち関係生徒A、関係生徒Bなどが他の者を「（当該生徒を）一緒に煽って逃げようぜ」と誘った⁵。このようなことが週によって毎日か、週3日くらいあった。関与者は大体10人くらい、最大12、3人くらいであった。大きな声で当該生徒に向かって「ハゲピクミン」などの悪口を言って⁶走り、他の者を「ほら、逃げろ、捕まるぞ」と言って無理やり巻き込んで、各自の教室に逃げ込むことを始めた。当該生徒は他のクラスに入るのは良くないと思い、廊下で追いかけて捕まえられる時は捕まえたが、逃げられたらほっておいた。当該生徒が逃げている生徒を捕まえると、捕まった生徒は軽く抵抗するが、「ごめん」と言うので、当該生徒は「もう言わんな」と伝えて「うん」と言われたら離して一旦は終わるが、次の休み時間と下校時に繰り返された。

当該生徒が廊下を走って追いかけているときに、階段を5段くらいとばして飛び降りていると、その場所によくいる学年主任などの教員から時々呼び止められて「階段は飛び降りない。危ないよ」と声をかけられることがあった⁷が、その時、教員からなぜ廊下を走っているのかについて事情を聞かれることはなく、当該生徒も説明することはなかった。

⁵ 誰かがリードしてではなく、それぞれが気まぐれで言って、言ったらそばにいたみんなが逃げるという流れであったという供述もある。

⁶ 「ハゲピクミン」と言い出したのは関係生徒Bであり、言い出したのは中学校1年生の後半であるという供述もある。

⁷ 時々廊下で当該生徒に捕まえられているのを教員が見かけると止めに入って、ひき離して、落ち着かせていたという供述もある。

当該生徒は、一人で帰るときもあれば、関係生徒K、関係生徒N、関係生徒Qと帰るときもあり、そこに、関係生徒A、関係生徒B、関係生徒D、関係生徒F、関係生徒I、関係生徒Pなどが合流して一緒に帰っていた。そして、面白がった同じ小学校出身の者（関係生徒Gなど）や当該生徒の出身小学校以外の小学校出身者（関係生徒Oなど）が加わって、帰り道に「いっせいで」と声を揃えて「チンゲン菜」「マリモツオ⁸」「腐った卵」などと言って、直後に散って逃げた⁹。関係生徒O、関係生徒Pなど部活動に入っている者は、部活がなく早く帰れる日に混じって行っていた。関係生徒Eと一緒に逃げるが、途中で疲れて歩いた（悪口は言っていない）。関係生徒Hは、一緒に帰る関係生徒Aが逃げるのを追いかけていた。

関係生徒Aらが当該生徒のあだ名を言って逃げたのは、捕まったらヘッドロックされる¹⁰ので、逃げ切れると面白かったり、すっきりしたりするからとのことである。当該生徒が、嫌だ、やめてほしいと思うようになったのは、中学校に入ってからで、「やめて」「やめろ」「いい加減にしろ」と伝えてもやまず、もういい加減しつこいなと思うようになってきた（小学校時は、めんどくさかったが、大体休み時間中で終わっていたので、一時的な怒りで、休み時間が終わって教室に帰ってきて普通に授業を受けていた）。

当該生徒をあだ名で呼ぶ者は、最初は少なかったが、関係生徒Aなどがあだ名を呼ぶことで増えていき、中学校に入ってから増えた。1学期の終わり頃に5人くらい（関係生徒A、関係生徒B、関係生徒K、関係生徒Pなど）という供述、多いときは8人くらいという供述がある。

当該生徒は、図書室が好きで昼休みに図書室で本を読んでいると¹¹関係

⁸ マリモが坊主頭に似ていることと、当時マリトツオというお菓子が、みんなが知っているような感じであったこと、マリモとマリトツオを合わせて、語呂もいいことからマリモツオと言ったとの供述がある。

⁹ 休み時間の廊下は人が多くて逃げづらく、2・3年生がいて怖いので部活が本格的に始まっておらず、1年生だけが早く帰ることができて、かつ先生の目がない下校時間に行われたと当該生徒は捉えている。

¹⁰ ヘッドロックの他、当該生徒は捕まえた者を後ろから蹴ったり、背中を蹴ったりしたという供述もある。

¹¹ 図書室は、普段は防火扉を閉めて施錠しており、放課後は月1回文化委員会の会議と作

生徒A、関係生徒Bが鬼ごっこしようと言ってきた。当該生徒は、「5人以上集まるならいいよ」と答えると、関係生徒A及び関係生徒Bは、「大丈夫、集める」と言うので、一緒に校庭に出たところ、待ち合わせをしていたかのように他に当該生徒をからかっていた3、4人が出てきて、当該生徒をからかって¹²校庭を走って逃げた（その際に、当該生徒は裏切られたと感じた）。その後も、関係生徒A及び関係生徒Bは、図書室に来て当該生徒に鬼ごっこをしようと言ってきたが、「お前らだけでやれ」と言って行かなかった。そうしたところ、週に2・3回、当該生徒が棚に背中を預けて本を読んでいると、関係生徒A、関係生徒B、関係生徒Cが棚越しに本で突いてきて、その本を机に置いて走って逃げていくということがあった。

中学生になってくらいから当該生徒が嫌がっている感じがあったという者もいれば、嫌がっているときもあれば、普通に仲良く接している時もあったという者、当該生徒に嫌そうな様子はなく、いじめに当たると思っていなかったという者もいた。

当該生徒は、中学校に入ってから、家では親が尋ねたことに対する答えがあいまいで、からかわれていることなど一切言わなかった。

学年集会で、教員は生徒らに対しいじめの定義等について伝えた。1学期のいじめアンケート（紙で実施）には、当該生徒のクラスに、いじめられた、いじめを見たという記載はなかった。当該生徒は、いじめについて申し出ることによって面倒なことになるのを避けた。

夏休み中はコロナ禍でもあり、当該生徒は極力外出せず、わざわざ誰かが家に来て当該生徒に何かを言うということとはなかった。

3 中学1年生2学期時の様子

2学期が始まると、1学期の終わりと同じように下校時にあだ名を言

業をするときに開扉し、文化委員会の会議のときは教員がいる。図書室は昼休みは一般開放していて、文化委員が図書室の留守番をしている。当該生徒は文化委員でもあった。

¹² 「ピクミン」と言って逃げた（計3回）。

われることが始まった。関係生徒らのメンバーはほぼ固定されており、当該生徒の出身小学校以外の小学校出身者の2、3人が新たに加わっていた。言われる言葉も変わらなかった。

集団で下校する帰り道で、当該生徒がやたらきょろきょろして、おどおどしていた。また、当該生徒が、廊下でからかわれ、教室に戻ってきたときに静かで落ち込んだ様子が見られた。当該生徒は、自宅でも2学期は必要最低限しかしゃべらず、1階の和室に籠もっていた。

2学期初め頃、関係生徒Qが1回だけ関係生徒C、関係生徒Fに乗っかって、一緒に「ハゲ」と当該生徒に言って、当該生徒に追いかけられ、捕まえられ、カバンの取っ手を掴んで振り回されて投げられて転んだ。他にも帰り道に当該生徒が、関係生徒Bにつき1回、関係生徒Cにつき何回か転ばせていることがあった。

当該生徒は、一番足が遅く捕まえやすい関係生徒Cをよく捕まえていた。2学期初め頃、一度、関係生徒Cを捕まえたときに、関係生徒Cが「何で俺ばかりなん」と言って激昂してきた。当該生徒が「一番遅いから」と言ったら、関係生徒Cが「もっと遅いのおるやん」と言って、当該生徒が「だってお前が…」と言って、ちょっと追いかけると、関係生徒Cが蹴ってきて、同じように当該生徒が蹴り返したら、足の長さが当該生徒の方が長かったため、当該生徒の蹴りだけが当たり、もう1回蹴った。そうしたところ、関係生徒Cが当該生徒に向かってくことから、当該生徒が関係生徒Cの足を掴んでゆっくり回すと、関係生徒Cが掴まれている片足でジャンプをし始めて、当該生徒が掴んでいた足から手を離したら、離れた瞬間に関係生徒Cがこけて、涙声で当該生徒の悪口を連呼するということがあった。その後1か月間くらい関係生徒Cは当該生徒から逃げていたが、再び混ざってきたことから、当該生徒が関係生徒Cを捕まえると、関係生徒Cは「俺こいつ嫌いや」と言って泣きそうになって、頑張って逃げていた。当該生徒が、自宅の玄関に入ろうとすると「ハゲのマリモッツオ消えた」と叫んでいるのが聞こえることもあった。当該生徒も関係生徒Cも廊下にいるときに、関係生徒Cが単独で悪口を言って逃げるこ

とがあった。

令和3年10月頃、当該生徒は文化委員会の委員長、副委員長になりたいと手を挙げ、結局書記になる。

同年11月頃、当該生徒ともう一人の生徒が学級委員に立候補し、二人が即答で選挙を希望した。当該生徒は、選挙で大差で負け、学級委員でなくなった。この頃、当該生徒が急に筆箱として筆立てを持ってきて、筆箱の中身を全部机の上に置いていたので教員の一人がおかしいと注意した。

当該生徒は、早めに学校に行く価値はないと思い始め、家でギリギリまで粘って集会に少し遅れたら、給食の時に学年主任に「何か最近遅いけどどうした」と言われた。

2学期になってからも、週に2・3回、当該生徒が図書室で本を読んでいると、関係生徒A、関係生徒B、関係生徒Cが棚越しに本で突いてきて、その本を机に置いて走って逃げていくなどがあった。

同年12月7日(火)、関係生徒Bが図書室入口で当該生徒を待ち伏せして「ハゲピクミン」と言って逃げた。

同月9日(木)、性教育の授業でのアンケートで、当該生徒は、「10人くらいの子にからかわれる、からかわれたらぼっこぼっこにしてやる」旨を記載した。当該生徒は、書いた理由として、おちょくられてうざかった、前日も10人に言われて、しつこかったので、アンケートの「友達との関係はどうですか」という質問を見て、「あ、もうこれ書こう、あ、もうこれ書きゃおう」と思って書いた。しかし、当該校からの反応は何もなかった。当該生徒は「アンケートに書いたが、何も聞かれないけど、まあこんなプリントじゃ、所詮こんなもんか。一応書かすだけ書かせて終わりだろうな。」と感じた¹³。

同月10日(金)、いじめアンケート(タブレットで回答)で、「いじめられたことはありますか」の質問に「ある」に丸をつけたいじめアンケートの回答は以下のとおりである。

¹³ 担任が、給食の当番の時も当該生徒の様子が変わったので声をかけたが、当該生徒は、大丈夫ですと答えたという供述もある。

質問項目	回答
「あなたは、今の学年になって、 いじめられたことはありますか。」	「ある」
「だれから、いじめられましたか。」	「クラスの生徒」 「他のクラスの生徒」
「どんないじめを受けましたか。」	「からかわれた」
「そのいじめは、今どうなっていますか。」	「今も続いている」
「あなたは、それをだれかに相談しましたか」	「相談していない」
「あなたは、いじめを見たり 聞いたりしたことがありますか。」	「ある」
「いじめを見たり聞いたりしたとき、 どうしましたか。」	「家族に相談した。」

当該生徒がいじめのアンケートの上記項目で、「ある」に○をつけたのは、だんだん我慢できなくなってきた、もういいや、ばらしてしまえと思ったからであった。クラスの他生徒でいじめを見たという項目に○をつけている者はいなかった。このときまで、教員はいじめについては認識していなかった。

同日、関係生徒Bが、図書室で髪の毛に触れる等ちょっかいをかけ「足くさい」と言って逃げた。

第3 事案発覚後の事実経過

1 中学校1年生2学期事案発覚後の様子

令和3年12月13日（月）、担任がアンケートの内容を確認したことを教頭に報告し、教頭は、担任に当該生徒の事情を聞き取らせた。当該生徒が担任に「いじめアンケートに丸されてるけどどうした」と呼び出された。担任から「この前のアンケートにも関係生徒Aがうざいと書いてあるけど、そのこと？」と尋ねられて、当該生徒は「ああ、それです、それです」と答えて、話した。その時は、担任から「まあそんなしょうもないことだ

からほっとき。気をつけて帰きなさい」と言われた。当該生徒は「散々ほっといたのに、効果あるのかな。収まるのかな」と想定していた程度と感じて失望した。その日はからかわれることはなかった。この聴き取りにより、3名の関係生徒（関係生徒A、関係生徒B、関係生徒C）が判明した。当該生徒は、この時「家に、特に父に言わないで」と言っていた。その後、当該校は、校内いじめ対策委員会を実施し、今後の指導の方針を立てた。

同月14日（火）、当該生徒が登校したら、また担任に呼び出されて、当該生徒が「え、何」と思ったら、「一晩考えてみたら、先生もやはり重大なことだと思って、大変なことになりそうだから保護者に連絡しない？」と言われた。当該生徒が「めんどくさいことになるならいいです」と言うと、その日の放課後にまた担任に呼び出されて、「やはり大変なことだから保護者に言おうね」と粘り強く言われた。各担任、学年主任が、関係生徒3名（関係生徒A、関係生徒B、関係生徒C）から聴き取りを行った。3名の関係生徒らは素直に「いらんことやっています」といじめの事実を認めた（前週に関係生徒Bが図書室でちょっかいをかけた、前々週に関係生徒Aが「ハゲピクミン」と言って逃げたなど）。当該生徒の保護者には担任が当該生徒もいる前で報告に行った。関係生徒3名の保護者にも連絡し状況を伝えた。また、関係生徒A、関係生徒Bへの聴き取りから他にも8名（関係生徒D、関係生徒E、関係生徒F、関係生徒G、関係生徒H、関係生徒O、関係生徒P、関係生徒Q）がいじめに関わっていることが判明した。関係生徒3名への聴き取り後、担任が当該生徒の帰宅に同行して家庭訪問し、当該生徒の保護者に説明した。また、関係生徒らそれぞれの保護者に架電にて説明した。

父が、当該生徒に、嫌な状況が続いているなら、もう学校に行かなくていい、無理して行く所ではない、もっと楽しいことがあって我慢できるならいいが、そうではなく、しんどい思いだけをするなら行かなくていい、着替えないでいいと明言したら、目から鱗が落ちたように、憑き物が落ちたように当該生徒の表情ががらりと変わり、話し始めた。当該生徒は、父からもう学校に行かなくていいと言われたときはすごい嬉しかった、最

高だった、登校しないことに対して解放感しかなかったと感じた。

同月 15 日(水)、当該生徒が学校を休み始めた。それ以降、当該生徒は保護者の登校についての問いかけに対して明日も休むという答えを繰り返した（以後当該校に登校していない）。また、当該生徒は家の前を通る中学生の声を聞くと固まる様子があったが、それ以外のときは、小学校の頃に帰ったように、2 階のリビングに来てよく話した。関係生徒らについても話した。また、当該生徒自身よりもひどいいじめに遭っている同級生についても話した（担任に相談したが、その子が悪いという言われ方をした）。

同日、担任ら当該校教員が、後に判明した関係生徒 7 名（関係生徒 D、関係生徒 E、関係生徒 F、関係生徒 G、関係生徒 O、関係生徒 P、関係生徒 Q）（関係生徒 H は欠席）に聴き取りを行った。7 名の関係生徒らがいじめの事実を認めた。聴き取り後、担任が当該生徒の家庭訪問を行い、状況を伝えた。また担任ら当該校教員が関係生徒の保護者らに架電にて状況を伝えた。

同月 16 日(木)、担任が、後に判明した関係生徒の残りの 1 名（関係生徒 H）より聴き取りを行った。1 名の関係生徒がいじめの事実を認めた。聴き取り後、当該生徒と関係生徒それぞれの保護者に架電にて説明した。当該生徒は、自分は 3 人の名前を挙げただけなので、11 人の名前を聞いて驚いた様子であった。

同日、関係生徒 D、関係生徒 O、関係生徒 P の 3 名で、そのつもりはなかったが、当該生徒に嫌な思いをさせた、傷つけたので謝りに行った方がいいと自主的に判断し、当該生徒の家に直接謝りに行った。直接謝りに行こうと思った理由として、いじめのことについて授業で取り扱い、どうしようかと少し怖かったので、部活終わりにみんなで謝りに行こうと思っで行った。最初、母が怒った様子で当該生徒の自宅から出てきて、その後しばらくして当該生徒が出てきた。その時当該生徒は、ちょっと不安そうな感じの表情で、出てきたときに早く帰ってほしいような顔で関係生徒 D らを見ていた様子であった。当該生徒は関係生徒 D に対し、「次からや

めてな」と言った。母が3名の訪問に対応し、当該生徒も本当は会いたくなかったが会った。当該生徒からすれば、関係生徒O、関係生徒Pは真剣に謝りたいという気持ちで来たが、関係生徒Dはついでについてきたという印象で、ヘラヘラ笑っていたため当該生徒は「何しに来たん」と言っていた。当該生徒は、3名が家に謝罪に来た後、ふさぎ込むような様子であった。「転校したいけど、親に迷惑かけるから死にたい。」という発言もあり、母方の実家に当該生徒だけで移動することになった。

なお、父は、在宅で仕事をしていたため、個別に謝罪に来られると度々インターホンが鳴って仕事ができないので、個別に来ないでほしいと学校に伝えていた。また、関係生徒らからの謝罪は受けつけないと何度も学校に伝えていた。しかし当該校は、謝罪会を計画した。複数対一であるところが問題であるという点を事前に関係生徒らの保護者に伝え、概ね納得してくれている印象であったが、関係生徒C、関係生徒G、関係生徒Qの保護者は、自分の子どもも当該生徒から色々されてきていることもあるため、謝罪会では話が進まないのではないかと心配していた。当該生徒の保護者は、謝罪会では、当該生徒の「いらんこと」に由来するいざこざから始まっている可能性も含め事実関係をすり合わせたいと思っていた。

同月20日(月)、母方祖父母が当該生徒を迎えに来て、当該生徒は母方の実家に行き、謝罪会には参加しなかった。

同日18時30分より関係生徒ら及びその保護者らを集めて教員が話をした。謝罪会には管理職は出席せず、学年主任が進行した。

同日19時から21時過ぎまで、当該生徒の保護者と関係生徒ら及びその保護者らと教員で謝罪会を行った。関係生徒Cの父が30分ほど遅れて来た。教員は、担任及び学年主任らが出席した(校長、教頭は別室にて待機していた)。父は謝罪会ではなく詳細な情報収集と話し合いをするつもりであり、部屋に入る前に謝罪を受け入れる場ではないと学年主任、担任に伝えたが、学校としては謝罪に結びつけたかった。学年主任から事情の説明があった後、関係生徒全員で5分程度謝罪があった。当該生徒の保護者は、状況説明はほとんどなく、事実をすり合わせることもあまりなく、

いきなり関係生徒らが一人一人名前を言って謝罪が始まったと感じた。父は、開口一番当該生徒は来ないこと、それどころか祖父母が連れて行ったので多分しばらく学校にも来ないこと、だから当該生徒に謝りたかったとしてもそれは申し訳ないが無理なことを伝えた。関係生徒Bの母親からは、皆で歩み寄らなければならない、当該生徒に来てほしいという発言があった。教員側の印象としては、関係生徒らの保護者らが、各家庭で子どもをしっかり見るというまとめで終わった。学年主任から教員も頑張っていくので信じてくださいという一言があった。ただし、当該生徒の保護者は関係生徒らの中に笑っている生徒がいたことや、後からきて何も言わずに加わった保護者がいたこと、半分かくらいの家庭が今回の事態を重く受け止めていないことに不満だった。関係生徒Aは、謝罪会を開く結果となったことに関しては申し訳ないと思った。関係生徒A、関係生徒D、関係生徒Fはこんな大ごとになると思わなかったと話した。

謝罪会の後、当該生徒の保護者と教員が別室で話をした。当該生徒の保護者が、反省しているなと感じる子もいれば、反省していないなと感じる子もいるということを言っていた。担任ら当該校教員が父に当該生徒が当該校に来たら絶対守ると訴えたが、父は先生たちの気持ちはわかるが、登下校中は見れるんですかという反応であった。担任ら当該校教員は、毎日登下校中も見ると、家までついていってもいいと言ったが、気持ちが伝わらないという印象であった。一方、当該生徒の保護者は、担任が、登下校は必ず自分が送り迎えする、頑張ると言ったが、実際に何日か担任が休んでいる日があり、廊下で監視するとしても、死角を作らないことは無理だと思い、精神論では絶対続かないと思っていた。当該生徒の保護者から、当該生徒が時間をずらして早く下校することを当該校に提案したが当該校教員からは難しいと言われた。

同月24日(金)、当該生徒の通知表を持って当該校教員が当該生徒宅を家庭訪問した。

同月27日(月)、学年主任及び担任が当該生徒宅を家庭訪問した。父は、当該生徒が「学校へ行きたい」とならなければ行かせられないこと、関係

生徒らへのペナルティと当該生徒の成績に関する要望、関係生徒らの謝罪の態度への意見、民事で訴えることもできることを述べた。

同月 28 日(火)、学年主任が当該生徒宅を家庭訪問した。当該生徒の保護者から当該生徒が転校するという話があった。

担任が家庭訪問する度に、当該生徒本人と話をさせてほしいと言いつけたが、もう本人が話したくないと言っていると父に言われた。一方、父は、年末何回も教員達がわざわざ足を運んできてやりとりし、教員達の時間も長く奪ってしまったと思うが、納得できなかったと感じている。

2 中学校 1 年生 3 学期時の様子

父は、当該校に対し、当該校が真っ先に対策をとらないと当該生徒を当該校には行かせられないと言った。具体的な対策としては、極論で一番できないであろうことを言って当該校側の反応が見たかったこともあり、監視カメラをつけて、教員が常に見られる状況を作ることを提案した。それができないならばこちらで IC レコーダーを買うから、当該生徒の胸ポケットに持たせて良いかと提案した。しかし、当該校(学年主任)からは、他の生徒のプライバシーもあるからだめだと言われた。そこで当該校への信用がなくなり、市教委事務局と区役所の教育支援を担当している課に相談した。

令和 4 年 1 月 4 日(火)、父から市教委事務局へ電話があり、「当該校で当該生徒がいじめられている。当該校は市教委へ報告していると言っている。どのような報告を受けているか。当該校からの改善策や対応策が見えてこない。具体策を提案するが当該校はできないと回答する。当該校の認識はどのようなものか。年末に当該校と話をした時は具体策については聞いていない。当該校としては安全で安心できる環境を作らなければならないと考えている。本人は学年主任と話ができない」との申し出があった。

同月 5 日(水)、当該校から当該生徒宅に電話するがつながらなかった。父は、当該校が開いている時間は、勤務中であるため電話がかかってきて

も出られず、気がついて後から電話しても、当該校が既に閉まっているということがあった。

同月 6 日(木)、父から当該校の成績評価のことで市教委事務局に電話があった。市教委の担当指導主事が、教頭に父との電話内容を報告した。担当指導主事から教頭に対し、見守りとして登下校の時間帯に教員が通学路を巡回することや、毎日、関係生徒らや当該生徒への学校生活の確認をすることを本人より大丈夫等の回答があるまで実施すること等の助言があった。

同月 7 日(金)、父から当該校へ電話があり、教頭と担任が対応した。その後、教頭が担当指導主事に対し、登下校時の見守りの実施と関係生徒に当該生徒への関わりについて毎日確認するという対応方針について説明した。担当指導主事から教頭に対し、全校集会で校長よりいじめに関する講話をすることや、いじめアンケートを月 1 回実施し学校全体でいじめに対する意識を高める取組を実施するよう助言があった。

同月 11 日(火)、教頭から担当指導主事に対し、父から「登下校の見守りや関係生徒らへの確認については精神論だ。希望は継続していじめアンケートを実施すること。(いじめられたことがある、いじめを見聞きしたことがある、との回答が) 0 になると学校が安全であると本人に説明ができ、登校を促すことができる。いじめの回答があった件数を公表することはできるのでは。」との申し出があった旨を報告した。

同月 14 日(金)、教頭が父と電話で話をした。当該校より欠席している間の学習保障について話をした。父は「欠席していることで成績が下がることはおかしい。関係生徒らへ出席停止等のペナルティはできないのか。父が関係生徒らに与えたいペナルティのイメージは掃除、写経、別室指導等。本人と相談して転校を検討しており、区役所と転校について話をした。区役所は父に対し、いじめで転校は時間がかかる。住民票を移すなら転校は早くできると説明された」と話した。学年主任が当該生徒宅の家庭訪問を行い、プリントや教材を持っていった。その時に、父から、転校は確定である、当該生徒は学校も勉強も嫌ではないが親が(登校を)止めている、

明日当該生徒、祖父母と話すという話があった。父は、当該生徒はいじめに遭って約 20 日間欠席したことから勉強が進まず、内申書にも影響するからペナルティを受けているかのような状態であるが、関係生徒らは何のペナルティも受けないことがおかしいと感じた。学年主任は、関係生徒らを出席停止にしたらいいのかと言ったが、父は、出席停止は普通にあることなので、ペナルティにはならないと感じた。同月 18 日（火）、教頭が電話で担当指導主事に父との電話について報告した。

同月 17 日（月）、教頭が父と電話で話をした。父から「転校候補先の学校にも連絡し見学の話をしている。区役所へ住民票の異動願いを送付した。」という話があった。同日校長が全校集会でいじめやいじめアンケート実施について話した。

同月 18 日（火）、いじめアンケート実施。教頭が担当指導主事に前日の父との電話について報告した。

同月 19 日（水）、教頭が担当指導主事に「当該生徒は 12 月 15 日から欠席し、1 月 19 日で欠席日数が 15 日となる。今後、転出の手続きに父が来校するため、話をする機会はあるが、本人が当該校に通うことができるように安心できる環境を作るといつも話の中で説明してきたので、転校を考え直すような話をするのは難しい。」と報告した。また、校長が担当指導主事に「1 月 17 日の全校集会でいじめやいじめアンケート実施についての話をした。1 月 18 日にいじめアンケートを実施した。いじめがあると回答した生徒は 1 年生の 1 名だった。SKIP（学校園と教育委員会において情報共有等を行うためのシステム）に格納されている様式を使用した。」と報告した。担当指導主事から当該校に対しては、父は転校の手続きを進めているが、当該校は父の要望にできるだけこたえること、当該校に登校できるように継続して取り組むこと、状況によっては校長からも父と話をすることを助言した。

同月 21 日（金）、父は同月 18 日（火）実施のいじめアンケート結果のフィードバックを教頭から受けるために、学校に行った。校長より、転校は当該生徒本人の意思かどうかを確認した。父からは、「転校について当

該生徒本人に当該校と転校先の中学校どちらに行きたいか選択させたところ、本人は転校先の学校を選択した。今は良い表情。本人は転校先の環境が気に入っている。一旦、気分を変えるために転校させようと思う。今後、当該校へ戻る可能性はもちろんある。1月24日に転校の手続きが完了する。成績について、納得はしていないが理解した。関係生徒らにペナルティがないのはおかしい。関係生徒らに別室指導等の罰則をしてほしい。いじめアンケート（でいじめられている、いじめを見聞きしたことがあるという回答）が0等の結果がないと安心ができない。公立の学校ができることできないことがあることは理解している。再び当該校に登校するようになった場合は、よろしくお願いいたします。当該校の状況については様子を見させていただきます」との話があった。校長より当該校に通学してほしいことや関係生徒らへ毎日の聴き取り、毎時間の廊下巡視等の対応を行うことを説明した。また、教頭より、1年生のいじめアンケートの結果をフィードバックすると、父からは「関係生徒11人は入っているのか。（いじめを）見聞きした2.5%が少ないように感じる」との話があった（父は当該生徒が受けていたことはいじめだとは皆は思っていないということかと受け取った）。全校集会で、校長がいじめの話をした時、関係生徒らの名前を出さなかったことに父は不満な様子であった。父は、他の生徒らの保護者に対して、当該校でいじめがある、自分の子どもは大丈夫かという注意喚起にもなるはずだから、実名を挙げて全校集会、全保護者集会をやってほしいという要望を出した。

同月24日(月)、当該生徒が転校した。当該生徒の転出の後、当該校から当該生徒側への連絡は、初動調査までなかった。

第3章 いじめと認められる事実

本報告書において、「いじめ」とは法及び大阪市いじめ対策基本方針の定義による。

第1 小学校在籍時の事実

- 1 当該生徒は、小学校5年在籍時から、関係生徒A及び関係生徒Bからあ

だ名を言われ始めた。そして、当該生徒が、関係生徒A及び関係生徒Bにやめろと言っているにも関わらず、関係生徒A及び関係生徒Bは、何回も連呼して廊下を走って逃げるがあった。また、関係生徒A及び関係生徒Bは、班活動や休み時間に係活動の班等で当該生徒が話をしている際に、突然後ろから当該生徒をトンと突き、走って逃げるがあった。

- 2 当該生徒が小学校6年在籍時には、当該生徒に対し、からかいを行う人数が徐々に増えていき、2学期の修学旅行を越えたあたりから、総勢で少なくとも10名以上の人数によって、これまでのあだ名に加えて「モッサレラ」、「チンゲン菜」及び当該生徒の名字をとったあだ名を言うなどといったからかいが行われていた。

頻度としては、小学校6年生の最初の方は、週1回程度であったが、3学期頃になると、2、3日に1回や毎日のように休み時間からからかいが行われた。また、休み時間だけではなく、下校時からからかいが行われるようになった。

第2 中学校入学前後の当該生徒写真の加工と拡散

当該生徒は、当該校に入学した時に頭を坊主にした（当該生徒にはアレルギーがあり、髪の毛が伸びるとよく掻くので、定期的に父がバリカンで当該生徒を坊主にしていた）。入学後2、3日目、別の中学校に行った小6の頃の友達（関係生徒I）が、当該生徒の髪型が見たいと言うので、一緒に帰る関係生徒Nがスマホで写真を撮って関係生徒Iに送った（当該生徒はそれを許容した）。その後、関係生徒Iが、アプリで写真を加工して、サングラスなどをつけて送り返し、当該生徒も帰り道に見て笑い合っていた。同時に、関係生徒Iは、小学校時代に一緒に帰っていた関係生徒Kにその写真を送り、関係生徒Kが、関係生徒L、関係生徒Mに送った。その後、関係生徒Lが関係生徒Bらと遊んだときにその写真を見せて送り、関係生徒Aに回り、関係生徒A、関係生徒B、関係生徒Cたちが面白がって、当該生徒の出身小学校以外の小学校出身者にも拡散し、クラスのLINEグループを通じて1週間から1か月ぐらいでクラスほぼ全員に回っ

た（スマホを持っていない者は噂を聞いて想像で楽しんだ）。関係生徒Aは写真をさらに加工して拡散した（令和3年4、5月）。

第3 悪口を言って逃げたこと（1学期）

- 1 入学後1週間頃から、同じゲームをしていた関係生徒A、関係生徒B、関係生徒Pらが休み時間に廊下で集まっており、そのうち関係生徒A、関係生徒Bなどが他の者を「（当該生徒を）一緒に煽って逃げようぜ」と誘った。このようなことが週によって毎日か、週3日くらいあった。関与者は大体10人くらい、最大12、3人くらいであった。大きな声で当該生徒に向かって「ハゲピクミン」などの悪口を言って走り、他の者を「ほら、逃げろ、捕まるぞ」と言って無理やり巻き込んで、各自の教室に逃げ込むことを始めた。当該生徒は他のクラスに入るのは良くないと思い、廊下で追いかけて捕まえられる時は捕まえたが、逃げられたらほっておいた。当該生徒が逃げている生徒を捕まえると、捕まった生徒は軽く抵抗するが、「ごめん」と言うので、「もう言わんな」と伝えて「うん」と言われたら離して一旦は終わるが、次の休み時間と下校時に繰り返された。
- 2 当該生徒は、一人で帰るときもあれば、関係生徒K、関係生徒N、関係生徒Qと帰るときもある感じであり、そこに、関係生徒A、関係生徒B、関係生徒D、関係生徒F、関係生徒I、関係生徒Pなどが合流して一緒に帰っていた。そして、面白がった同じ小学校出身の者（関係生徒F、関係生徒G、関係生徒Qなど）や当該生徒の出身小学校以外の小学校出身者（関係生徒Oなど）が加わって、帰り道に「いっせいで」と声を揃えて「チンゲン菜」「マリモッツオ」「腐った卵」などと言って、直後に散って逃げた。
- 3 当該生徒が昼休み時間に図書室で本を読んでいると関係生徒A、関係生徒Bが鬼ごっこしようと言ってきた。当該生徒が、「5人以上集まるならいいよ」と答えると、関係生徒A、関係生徒Bが、「大丈夫、集める」と言うので、一緒に校庭に出たところ、待ち合わせをしていたかのように他に当該生徒をからかっていた3、4人が出てきて、当該生徒をからかっ

て校庭を走って逃げるということをした（当該生徒は裏切られたと感じた）。その後も、関係生徒A、関係生徒Bが図書室に来て誘ってきたが、「お前らだけでやれ」と言って行かなかった。代わりに週に2、3回、当該生徒が棚に背中を預けて本を読んでいると、関係生徒A、関係生徒B、関係生徒Cが棚越しに本で突いてきて、その本を机に置いて走って逃げていくということがあった。

第4 悪口を言って逃げたこと（2学期）

- 1 1学期の終わりと同じように下校時にあだ名を言われることが始まった。頻度は変わらなかったが、当該生徒としては月が経つと増えたように感じられた。メンバーはほぼ固定されていたが、当該生徒の出身小学校以外の小学校の2、3人が新たに加わり、1学期のころより3、4人増えた。言われる言葉も変わらなかった。
- 2 2学期初め頃、関係生徒Qが1回だけ関係生徒C、関係生徒Fに乗っかって、一緒に「ハゲ」と当該生徒に言って、当該生徒に追いかけられ、捕まえられ、カバンの取っ手を掴んで振り回されて投げられて転んだ。他にも帰り道に当該生徒が、関係生徒Bにつき1回、関係生徒Cにつき何回か転ばしていることがあった。
- 3 その後1か月間くらい関係生徒Cは当該生徒から逃げていたが、再び混じってきて、当該生徒が捕まえると「俺こいつ嫌いや」と言って泣きそうになって、頑張って逃げていた。当該生徒が自宅の玄関に入ろうとすると「ハゲのマリモッツオ消えた」と叫んでいるのが聞こえることもあった。当該生徒も関係生徒Cも廊下にいるときに、関係生徒Cが単独で悪口を言って逃げることがあった。
- 4 2学期になってからも、週に2、3回、当該生徒が図書室で本を読んでいると、関係生徒A、関係生徒B、関係生徒Cが棚越しに本でついてきて、その本を机に置いて走って逃げていくなどがあった。
- 5 令和3年12月7日（火）、関係生徒Bが図書室入口で当該生徒を待ち伏せして「ハゲピクミン」と言って逃げた。

- 6 同月 10 日（金）、関係生徒 B が、図書室で髪の毛に触れる等ちょっかいをかけ「足くさい」と言って逃げた。

第 4 章 当該校の対応について

第 1 当該校のいじめ対策と認知・解消件数

1 当該校のいじめ防止基本方針（令和 3 年度）

(1) 当該校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、本校の校訓を備えた生徒の育成のために「当該校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の 4 点をあげる。

①いじめの未然防止・予防に取り組む

いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに取り組む

②いじめの早期発見に取り組む

いじめの予兆など、些細な変化に気付くことができる体制づくりに取り組む

③いじめの早期解決に取り組む

全教職員が団結して問題解決に取り組むための組織づくりに取り組む

④家庭・地域との連携に努める

情報発信・啓発を行い、地域・家庭との協力体制づくりに努める

(2) いじめの未然防止についての取組

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(3) いじめの早期発見についての取組

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認

識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①児童生徒観察の充実と情報の共有化について

（ささいな変化に気づくことができる体制づくりについて）

朝の登校指導、朝学活、全校集会、学年集会などを通じて、一日を通じて生徒観察を行える体制を作る

②アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施について

定期的にアンケート調査や教育相談を実施することにより、いじめの実態把握に努めるとともに、生徒が相談できる体制を作る

③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について

スクールカウンセラー（週1回来校）と連携を密にし、情報交換を行う

④外部機関との連携について

警察署、子ども相談センター、少年サポートセンターなどと連携する

⑤相談窓口を周知する

いじめホットラインなどの電話相談窓口について周知する

スクールカウンセラーとの面談について周知する

(4) いじめの早期解決についての取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①全教職員が団結して、未然防止にかかる体制づくり

・悪ふざけやからかいなどを発見した場合は、直ちにその行為を止める

・教職員間の連携を密にし、普段から生徒の人間関係をしっかり観察

する

- ・組織的・系統的に動き、教員一人の単独指導で終わらせない

②被害生徒の保護・支援、保護者への支援について

- ・被害生徒から事実関係の聴取を行う

「悪いのは加害者」という毅然とした姿勢をみせ、被害生徒の自尊感情を高めるように留意する

- ・家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える

被害生徒の安全確保や秘密を守ることなどを伝える

- ・被害生徒を支える体制づくり

被害生徒にとって信頼できる先生との連携

安心して学習や、学校での活動に取り組める環境づくり

加害生徒の別室対応や、出席停止措置などの活用

- ・必要に応じて心理や福祉の専門家への協力要請を行う

③加害生徒への指導及び保護者との連携について

- ・加害生徒から事実関係の聴取を行う

- ・いじめの事実が確認されれば、速やかに保護者連絡を行う

いじめに対する保護者の理解を得たうえで学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう、協力を求めるとともに継続的な助言を行う

- ・被害生徒のプライバシーに十分配慮し秘密をもらさない

- ・出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う

④いじめが起きた集団への指導・働きかけ

- ・いじめの傍観者も、自分の問題として捉えさせる

- ・集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係の構築

⑤ネット上のいじめの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる

- ・情報モラル教育の実施

保護者も含め、モラル教育や研修会等の実施

2 当該校でのいじめ対策組織の構成

当該校のいじめ防止基本方針（令和３年度）では、いじめ問題等対策委員会は定例で各学期末（７月・１２月・３月）に会議をもつということになっている。しかし、本件が起こった令和３年１２月以前にはいじめ問題等対策委員会は開かれていなかった。すなわちいじめ問題等対策委員会は常時機能していなかった。本件が起こって初めて、校内いじめ問題等対策委員会ができた。いじめ問題に関する意識の低さが、今回の事案の遠因になったとも考えられる。当時の校長によれば、主任会が最大公約数で、主任、管理職、生徒指導部長、養護教諭がメンバーとのことである。これは当該校いじめ防止基本方針におけるいじめ問題等対策委員会の構成と異なる。

3 当該校でのいじめ認知件数・解消件数

１,０００人あたりのいじめ認知件数を大阪市立中学校の平均と当該校で比較すると、令和元年度は、２７.０件に対し３.７件、令和２年度は、１８.８件に対し３２.９件、令和３年度は、１９.５件に対し１８.８件、令和４年度は、不明に対し３８.４件であった。当該校の認知件数は、大阪市立中学校の平均と比べて大きく変動していることが分かるが、その理由については今回の調査では明らかにできなかった。

一方、当該校でのいじめ認知件数・解消件数は、令和元年度認知２件、解消２件、令和２年度認知１７件、解消１７件、令和３年度認知９件、解消９件、令和４年度認知１８件、解消１８件であった。当該校は、令和３年度は認知９件、解消９件と認知した全てのいじめが解消していると報告しているが、本事案は令和３年度に含まれており、当該校側は本事案は問題が解消されたと認識していることが分かる。しかし、当該生徒、当該生徒の保護者は転校後も、当該生徒の当該校への復帰の可能性を探っており、解消したという認識は、当該生徒、当該生徒の保護者側とずれていると考えられる。当該生徒の保護者は、転校後、当該校からの連絡がないことに対して不満を述べていたが、それは、当該校側が本事案を解決したものと

捉え、当該生徒の復帰の可能性を探っていなかったからだと考えられる。この点で当該校と当該生徒、当該生徒の保護者の間で認識がずれていたと言える。

第2 学校対応の問題点

1 事案発生前

(1) 小学校からの引き継ぎについて

小学校からの引き継ぎとして、本件のいじめとは関係のない別件についての引き継ぎはあったが、本件に関係する引き継ぎはなかった。つまり、当該生徒に対していじめが行われているという認識が小学校側になかったということである。聴き取りの中で複数の生徒から、小学校時代から当該生徒に対していじめが行われていたという発言がなされていることを考えると、小学校側も生徒らの状況をきちんと把握できず、いじめ対策、いじめ防止ができていなかったということができよう。

(2) 一般的いじめ予防・いじめ防止教育はどうであったか。

いじめアンケートは学期に1回行っていたが、少なくとも1学期のいじめアンケートで本人はいじめ被害について記載しなかったし、いじめがあると答えた生徒もいなかった。また「いじめについて考える日」では、SNSトラブルの事例を紹介して考えることをしたとのことであるが、根本的ないじめ予防、防止の教育になっていないように思われる。本件では、上記のとおり小学校からのいじめとみられる事実があり、1学期のいじめアンケートの後に当該生徒に対するいじめがエスカレートしており、基本的かつ体系的ないじめ予防・防止の教育が必要であった。

また、当該生徒が、廊下から数人に一斉にからかいの言葉を言われることがあったと語っている点を考慮するならば、それ以外のいわゆる傍観者といわれる生徒達はそこでいじめと呼ばれるようなことが行われていることに気がつかなかったとすることができるかもしれない。

従って、傍観者の生徒達がいじめに対して繊細に感じとることができるような感受性を育てることが必要とされるだろう。そして、その後当該生徒を小学校のころからからかっていた関係生徒以外の生徒が積極的にいじめに加担するようになったと言える。これらの生徒は、はじめは傍観者であったのであるから、傍観者が加害者に転化しないように、いじめに対する感受性を育てることが必要であった。その点、当該校では十分な傍観者教育ができていなかったと言わざるを得ない。

また、当該生徒が校内で関係生徒を追いかけていた時に、ともに校内を走ることを注意されたことが何度かあった。その時に、なぜ生徒達が走り回っているのか、その点に疑問をもつことができれば、生徒達に事情を聞き、いじめの事実が明らかになった可能性がある。当該校のいじめ防止基本方針には「いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもつ」と書かれているが、実際には、教員は生徒達のささいな兆候に『いじめではないかとの疑いをもって』関わりを持つことが出来なかったと言うことができる。

2 本件での認知の可能性について

(1) 当該生徒 1 年生 1 学期

本件に関係する申し送りもなく、いじめアンケートに当該生徒へのいじめについて答える生徒もない状態で、教員は自分の目でいじめを発見する必要があった。教頭は、いじめに気づくのは難しいと述べていたが、そこで諦めてしまえばいじめは永遠に不会因为。実際に関係生徒らの中には「止めようとかあかんと思う時もあったが、小学校でやっていて中学校では止めるのかと言われるのが嫌で止められなかった。」と語っている生徒がいる。「止めようとかあかんと思」ったということは、少なくともその生徒は、いじめをしているという認識がある程度あったということである。ならば傍観者にあたる生徒達にも

そういう認識の生徒はいたのではないだろうか。しかし、いじめアンケートでは、それをすくい上げることはできず、いじめの継続・拡大を抑止できなかった。従って、いじめアンケートがきちんといじめをすくい上げることが出来るように、いじめアンケートが実効的に働くような工夫が必要であると思われる。また、いじめアンケートをきっかけとして、関係生徒らやその他の生徒がいじめが自分たちの周囲で起きているという認識をもつような工夫が必要であった。

また、当該校のいじめ防止基本方針にあるように「いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する」必要がある。そのためには、教員がいじめに対する感受性を高め、目の前の事象からいじめに気づける力を育てることが必要である。そのためには、生徒へのいじめ教育だけでなく、教員に対する体系的ないじめ教育が必要である。

さらに教員の当該生徒の性格に対する評価に（「空気が読めない」等）ネガティブな部分があったことも、いじめの認知が遅れた遠因と言えるかもしれない。

(2) 当該生徒 1 年生 2 学期

令和 3 年 12 月 10 日(金)のいじめアンケート前に行われた性教育授業のアンケートに当該生徒は関係生徒らのことを「10 人ぐらいボコボコにしてやりたい」と書いた。担任によればそのアンケートを見て「大丈夫か」と声をかけたとのことだが、当該生徒によれば、担任からは何の言葉がけもなかったとのことである。

父によれば「シグナルは発していたし、気づける状況にもあったと思うんですけど、拾ってくれてないというか。拾ったけど捨ててるっていう情報がいっぱいあるんじゃないかなと思います。」とのことである。確かに父の言うように、サインを出しているのに拾えていない、気がついていないということが少なからずあると思われる。当該生徒らが

教員の目の前を走っていても、その理由を見極めようとしておらず、当該校側のいじめに対する感受性が弱かったと言える。

(3) 12月10日（金）いじめアンケート

当該生徒がこの時のいじめアンケートに、いじめられていることを書いた結果、3日後の同月13日（月）に担任に呼び出され、どのような状況かを尋ねられ説明をしたが、その後で言われた言葉は「しょうもないことだからほっとき」という言葉だったという。その前のアンケートでも当該生徒本人のサインを拾ってもらえず、覚悟を決めて書いたこのアンケートでも、サインを拾ってもらえず、危うくそのままいじめは見過ごされるところだった。しかし、当日、この件に関して校内いじめ問題等対策委員会が開かれ、いじめに対する今後の指導の方針が立てられた。そして、担任も本件を重要ないじめ事案だと捉え対処することになった。重要ないじめ事案として本件が捉えられたのは幸いであったが、本人がいじめられている話をしても「しょうもないことだからほっとき」という言葉は、当該校のいじめ防止基本方針からもそれるものである。

3 事案発生後の学校対応

(1) 事実把握

当該校側は、いじめ発覚後、すぐに関係生徒の聴き取りを始め、主となる3名だけでなく10人近くの関係生徒の聴き取りを手際よくすませ、事案の内容を捉えることはできたと考えられる。しかし、事実関係をとらえるだけで、なぜ、どのようにしていじめが起こったのかという根本的な問題を明らかにする努力がみられなかった。いじめ問題等対策委員会で当時の校長がはじめからおとしどころを考えていたことなど、関係生徒らを謝罪させて幕引きをするという構想があったようである。しかし、本件は複雑な事案であり、簡単に幕引きできると考えるのは安易であり、背景に何があるのか、プロセスがどのようなものだったのかを解明せずして、いじめは終わらない。これは多くのいじ

め事案に言えることだが、事実関係を把握することだけにとらわれ、なぜ、どのようにしてそのいじめが生じたのかを明らかにする姿勢があまりみられない。しかし、本件のような多数の関係生徒が、小学校のころから当該生徒に対するからかいを継続していたという事案では、当該生徒を保護しつつ、何がいじめの事実か、どういう経過で関係生徒が広がったのか、関係生徒らは発覚してどう反省したのか、他の生徒らに何をどのように指導するのかなどを解明する必要がある。そのうえで、当該校も自信をもって指導方針を示し、当該生徒の安心感と関係生徒の自覚を産むようにしなければならない。こうしたことを抜きにして謝罪会をもっても形ばかりになるであろう。

(2) 謝罪会

謝罪会は、父の希望にも当該生徒本人の希望にもなかった。当該校の一方的なセッティングであった。学校は、いじめはとにかく謝罪会を行えば、それで解決するという短絡的な発想をすることが多いが、いじめの根は深く単なる謝罪でなくなる可能性は少ない。先にも述べたようにいじめにはそれが生じた心理的背景があるのでそれが何かをある程度はつきりさせなければ、表面的に謝罪させても効果がない。そのような背後関係を調べずに、関係生徒の聴き取りをした後、すぐに謝罪会を行ったのは、当該生徒と当該生徒の保護者にとって何も意味あるものをもたらさなかったと考えられる。

校長は、謝罪をすれば問題解決すると考えていたが、本件詳細調査の過程で当該生徒に聴き取りをしたときには、関係生徒らが全員いなくなれば当該校へは通えないと述べた。校長が考えていたほど、当該生徒は簡単に当該校に復帰できる心理状態ではなく、校長が思っていた以上に当該生徒はいじめによってここに傷を負ったと考えられる。

(3) 保護者との関係

まず、校長と父との間にディスコミュニケーションが生じていたと考えられる。校長は、当該生徒が不登校になった原因としてのいじめ

の存在を重視せず、不登校が当該生徒本人及び家族に原因があると考えていた。このような関係性の中で、当該生徒のために望ましい対応を協同して考えていくことはできないだろう。この事案では、校長が当該生徒、保護者に歩み寄ろうとする姿勢が必要だった。そして対立するのではなく、協同して当該生徒のことについて考えていくべきであったと思われる。

(4) 関係生徒らに対する指導

校長は、当該生徒についてネガティブな評価をしており、当該生徒に寄り添って関係生徒らを指導する姿勢に欠けていたと言える。指導した教員達も、とにかく謝罪会を開けば、事態は解決すると単純に思っており、事案の背景にあるものを探ることをせず、事案を深く分析することがなかった。当該生徒の保護者が、当該生徒の写真がSNSで拡散されていることを知ったのは、令和4年11月に本件詳細調査において実施した当該生徒本人事情聴取の際であり、その時には写真も動画も消去されていた。事案を深く分析しなければ、関係生徒らの範囲もわからず、指導のしようもない。関係生徒らによる謝罪会を実施したので、もういじめは起こらないと当該校側は主張していたが、当該生徒はいじめに関与した生徒が全員いなくならなければ通えないと主張しており、当該校側は当該生徒のいじめによる傷つきをきちんと把握できていなかったと言えよう。

また、いじめに対する保護者の理解を得たうえで当該校と保護者が連携して、謝罪会以後の対応を適切に行えるよう、協力を求めるとともに継続的な助言を行うことが必要であった。当該校側は事実関係を把握し、謝罪会を行うところまでは行ったが、今後いじめを起こさないようにするための「いじめ防止教育」をその後で体系的に行っていない。学校によっては関係生徒に、7回にわたる「いじめ防止教育」を行っているところもあるが、当該校では謝罪会の後、関係生徒に対する個別の「いじめ防止教育」が全く行われていなかった。事実関係を把握したあとで、すぐに謝罪会を行うのではなく、きちんと体系的な「い

じめ防止教育」を関係生徒に実施した後、謝罪会を開くべきであったと思われる。

さらに、当該校いじめ防止基本方針には、「いじめの傍観者も、自分の問題として捉えさせる」と書かれているが、本事案において体系的な形で傍観者教育が行われた様子も見られず、この点でも同基本方針に沿ったいじめ防止教育が行われていなかったことが分かる。

いじめ予防に関しては、現在数多くの研究がなされており（飯田ら 2021、平尾 2022、林ら 2020 など）、現場の教員だけでなく、教育の研究家、弁護士などいじめに関わる関係者がそれぞれいじめ予防プログラムの開発を試みている。これらの新しい知見を取り入れて、口先だけではないこころのこもったいじめ予防の教育を行っていく必要がある。

また、具体的ないじめ防止教育としては、例えば視聴覚教材を使う方法がある。テレビ番組では、NHK のEテレで「いじめをノックアウト」が放映されており、NHK のサイトには「いじめコンテンツ」としていじめ防止のためのコンテンツが掲載されている。また NHK for School のサイトでは、「いじめに気づけるクラスになろう」「その“いじり”、大丈夫？」などのいじめに関するコンテンツが100 近く掲載されている。このような教材を使うことでより効果的ないじめ防止教育を行うことが期待できる。

4 いじめの早期発見のためには何が必要であったか

本事案とは直接の関係はないが、当該生徒と保護者の聴き取りをする中で、当該生徒が自分よりももっとひどいいじめに遭っている同級生のことを担任に訴えていたことが分かった。しかし、その訴えに対して、担任は対応しなかったとのことである。その様子を見て、当該生徒は教員に期待しても仕方ないと思ったとのことである。いじめアンケートで自身が当事者となるいじめ以外の回答も求めていることを考えるならば、自身が当事者ではないいじめを訴えている生徒がいるのであれば、その訴

えを真摯に受け止め、いじめ問題等対策委員会を開いて調査をするべきであったと思われる。

当該校いじめ防止基本方針には、「いじめの早期発見についての取組」について記載されており、＜基本姿勢＞として「いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。」とあるが、この基本姿勢が本件を含めて上記の件でも機能していなかったと言える。

本件で当該生徒は、性教育のアンケート、いじめアンケートでいじめられている事を勇気を持って記載したが、担任からは何の言葉もなかったり、「しょうもないことやから気にせんとき」という言葉が語られたりした。そういう状況の中で、当該生徒はすでに「教員はそんなもんだ」と怒ると言うより、半ば諦めていた。教員がいじめ問題に真剣に取り組んでくれるという信頼感が欠けていたということができる。これは担任だけの問題ではなく、教員がいじめ問題一般に対する態度を象徴していると言える。

教員が、一人一人いじめ問題に自分の問題としてコミットするためには、ただ、学校いじめ防止基本方針に「いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。」と書くだけでは、ほとんど絵に描いた餅であり、教員の意識を変えることはできない。教員の意識を変えるためには、やはり教員に対するいじめ防止教育をきちんと体系的に行っていくことが必要であると考えられる。非常に忙しい教員に、さらにいじめの研修をすることは大きな負担になることが考えられるが、場合によっては生徒の自死や不登校につながる事を考えるならば、他の研修を少なくするなど工夫をして、教員に対するいじめ防止教育を徹底することが必要である。そのためには、まずは管理職のいじめに対する意識を変える必要がある。

[参考文献]

飯田順子、杉本希映、青山郁子、遠藤寛子、山田賢治、松山康成、川崎知巳、山崎沙織
(2021). いじめ予防スキルアップガイドーエビデンスに基づく安心・安全な学校づくり
の実践ー

平尾 潔 (2022). いじめ解消に向けての弁護士取組：弁護士によるいじめ予防授業の
実践. 教育と医学. 70 (2). 164－172

林尚示、佐藤有貴、高橋旺子、日野陽平 (2020). いじめ予防のパフォーマンス課題
が積極的生徒指導の深い学びに与える影響. 東京学芸大学紀要 総合教育科学系. 71.
31－41

第5章 提言

第1 各校いじめ防止基本方針の認識と実践

当該校は、当該校いじめ防止基本方針を再認識し、いじめの定義、いじめ対策の校内組織、発見の手立て、対処方針、加害生徒側への指導のありかたについて、どのように規定し、どのように実践しているかを再確認すること。

市教委は、各校に対し、各校いじめ防止基本方針を確認し、それに沿った校内組織の設置、継続した活動、いじめを発見したときの対処方針、指導がなされているか注意を喚起すること。

前述のとおり、当該校においては、本件事案発生以前に当該校いじめ防止基本方針が策定されていて、①いじめの未然防止・予防に取り組む、②いじめの早期発見に取り組む、③いじめの早期解決に取り組む、④家庭・地域との連携に努める、との4点のポイントが示されていた。しかし、本件は小学校時からあった行為が当該校に入学後も継続し、当該校では関係生徒の人数も増加した。いじめと認められる行為は、当該校校内や下校時に発生し、教職員により発見することができた可能性もあった。また、関係生徒が多いことにより、関係しなかった生徒が当該生徒に対する行為を認識する機会が増え、当該生徒に対するいじめがあると認識して教

職員に対して直接に申告したり、アンケートの機会を通じて教職員に通報する余地もあったはずである。しかし、実際にはそのような申告やアンケート結果がなかったのであり、上記①の未然防止・予防、②の早期発見との関係で、そもそもいじめとは何かについての当該校生徒の認識が薄かったのではないかと思われる。③の早期解決も教職員がいじめを発見してこそそのポイントであり、いじめ定義の生徒への周知を図ることや発見の手立てがまず重要である。そのためにはいじめ対策の校内組織を活性化させて日常的に予防や発見の手立てについての意見交換、共有することが必要である。当該校いじめ防止基本方針には、前記のポイントが示されていたのであり、これが実践されていれば未然防止または早期発見は可能であったと思われる。本件調査の過程では、本件以外にも当該校でいじめと考えらえる行為があるのではないかという情報もよせられた。当該校には本件を教訓として、当該校いじめ防止基本方針を再認識し、その実践を図ることを求めたい。

いじめ防止基本方針は当該校以外の大阪市立各校でも策定されているものと思われるが、その実践の度合いについては一律でない可能性がある。本件を教訓として市教委にあたっては、各校いじめ防止基本方針を再認識し、その実践を図るように注意を喚起されたい。

第2 いじめ定義の周知・啓発

当該校は、法第2条及び大阪市いじめ対策基本方針にあるいじめ定義、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を生徒にわかりやすく周知し、アンケートや教育相談にあがってくるようにする工夫をすべきである。そのためには、いじめ問題等対策委員会が日常的に活動し、具体的事案が起こっていない場合にこそ、いじめの未然防止・予防を図ることが必要である。

当該校いじめ防止基本方針では、アンケート調査の活用、教育相談の実施、相談体制づくり、スクールカウンセラーとの連携や、警察署や子ども相談センター、少年サポートセンターなど外部機関との連携が謳われている。こうした窓口やアンケートを通じての情報提供も、被害生徒、加害生徒、周辺生徒が、いじめの事実があると認識してはじめて事案が浮かんでくるものである。「いじめとは何か」が周知されていなければ、生徒らからは何も浮かんでこないであろう。いじめ問題等対策委員会で、当該校の実情を踏まえて相談した上、生徒にいじめとは何かを周知する工夫をすべきである。いじめアンケートの機会は、全生徒にいじめを認識させる機会であり、これを活かして、いじめ定義の啓発をし、生徒の側からいじめではないかという問題意識をもつようにすることも重要である。このようないじめ定義の認識の周知は、周辺で傍観している生徒をいじめに加担させないためにも重要なことである。

第3 研修の実施

当該校は、当該校において、管理職及び教職員に対する効果的ないじめ防止研修をして教職員の「いじめに気づく力」の涵養をするように図りたい。

市教委は、管理職、生徒指導、人権教育担当者を対象とする会議などの機会を活用し、各校教職員のいじめに気づく力を涵養する研修を実施されたい。

当該校いじめ防止基本方針には、「いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的に認知する」とある。本件においても校内で関係生徒らと当該生徒が追いかけあいをしている場面を教職員が見ていた。また、校内でも関係生徒らが当該生徒のあだ名を呼んだりすることがあった。こうした事象から、いじめ定義を認識している教職員であれば、当該生徒に対するいじめではないか、あるいは当該生徒をめぐる

人間関係を観察する必要があるのではないかという気づきにいたる可能性はあった。しかし、実際には、1年生2学期の12月9日に当該生徒がアンケートで申告するまで、教職員の側からの気づきはなかった。このことは、教職員自身がいじめ定義を十分認識していなかったことを示しており、いじめ定義を踏まえて、いじめに気づく力を涵養することが必要である。

市教委より大阪市立各校に対しては、パソコン利用による悉皆研修の実施が図られているようであるが、管理職、生徒指導、人権教育担当者を対象とする会議の機会、または端的にいじめ対策委員会担当者会議の開催などで教職員の気づく力の涵養を図られたい。

第4 被害者保護の観点をもち事実関係を解明して指導方針を立てる事

当該校は、今後いじめの申告があったとき、または発見したときに、事実把握・原因解明の姿勢をもち、関係生徒の範囲、いじめ事実の有無、原因を解明するとともに被害者保護の観点で、保護者と協力して被害生徒の最善の利益を図りながら事案の解決を図られたい。

本件事案発生後のいじめ問題等対策委員会で、関係生徒らを謝罪させて幕引きをするという構想があったようである。しかし、いじめ対処の基本は、被害生徒の苦痛を理解し、被害者保護の観点をもつことである。かつ適切な対処をするためには、いじめの事実があったか、それはどういうものであったのか、関係生徒の範囲はどこまでかなど事実関係を解明しなければならない。その過程で、被害生徒が何を苦痛と感じているのか、被害生徒の苦痛を緩和するために何が必要であるか明らかになり、関係生徒らに対する指導方針も適切に立てられる。こうした事実解明と指導方針の確立があつてこそ、被害生徒保護の具体的方策が見出せるし、被害生徒側の納得も得られるであろう。前述のように当該校では事案発生当時の校長の発案で、事実解明が不十分なまま謝罪会が一方的にセッティングされ、事実関係を知りたかった保護者と意識のずれが生じた。本件調査の過程で、当該生徒の写真がSNSで拡散されていたことが判明した

が、当該生徒の保護者がこれを知ったのは、令和4年11月の当該生徒本人事情聴取の際であり、その時には写真が消去されていた。このように事実関係の解明は、被害生徒側の苦痛を理解し、被害生徒保護を図る観点からも重要である。事実関係の解明なしに謝罪会を設定して、幕引きができると考えたのは学校の都合であって、被害生徒の心情に沿ったものではない。

また、本件事案発生当時の校長は、当該生徒が不登校になった原因としてのいじめの存在を重視せず、不登校になったことについて、当該生徒側にも原因があると考えていた。このように考えると、喧嘩両成敗のようになって被害生徒保護が後退する。当該校としては保護者と対立するのではなく、協同して当該生徒の最善の利益のためにどうするのかについて考えるべきであった。

当該校については、本件を教訓とし、今後いじめの申告・発見があったときには、正しく事実解明をして被害者保護の立場に立った対処方針を立てることを求めたい。

以 上